

湖北地域消防組合告示 第2号

令和8年第1回湖北地域消防組合議会定例会において議決された令和8年度湖北地域消防組合一般会計予算を地方自治法第219条第2項の規定によりこれを公表する。

令和8年2月5日

湖北地域消防組合管理者 角田 航也

## 議案第1号

### 令和8年度湖北地域消防組合一般会計予算

令和8年度湖北地域消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,737,781千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、75,300千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月3日提出

湖北地域消防組合管理者 角田 航也

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		2,610,122
	1. 負担金	2,610,122
2. 使用料及び手数料		3,000
	1. 手数料	3,000
3. 国庫支出金		15,081
	1. 国庫補助金	15,081
5. 財産収入		900
	1. 財産運用収入	900
6. 繰入金		35,183
	1. 基金繰入金	35,183
7. 繰越金		3,000
	1. 繰越金	3,000
8. 諸収入		10,330
	1. 組合預金利子	400
	2. 雜入	9,930
9. 組合債		60,165
	1. 組合債	60,165
歳入合計		2,737,781

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1. 議会費		1,911
	1. 議会費	1,911
2. 総務費		10,489
	1. 総務管理費	10,489
3. 消防費		2,611,009
	1. 常備消防費	2,486,009
	2. 消防施設費	125,000
4. 公債費		112,372
	1. 公債費	112,372
6. 予備費		2,000
	1. 予備費	2,000
歳出合計		2,737,781

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
湖北地域消防本部 伊香消防署庁舎整備事業 (建築設計)	令和8年度から令和9年度まで	55,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
消防施設整備事業債	千円 60,165	普通貸借 又は 証券発行	4.5%以内  (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、消防組合財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えができる。